

呉市空き家冊子製作仕様書

1 規格等

- (1) 約 3, 0 0 0 部 A 4 版
- (2) 補助制度や相談窓口等の行政情報（1 ～ 2 ページ程度で、情報は呉市が無償で提供）を掲載する。

2 発行時期

令和 9 年 5 月下旬（予定）

3 製作

- (1) 製作に掛かる費用については、企業等から広告を募集し、その広告収入で賄うこと。なお、広告の内容については、別紙「呉市広告掲載取扱要項」及び「呉市広告掲載基準」を適用する。
- (2) 掲載に当たってのページレイアウト及びデザイン（イラスト等を含む。）を製作する。
- (3) 紙面レイアウト等については、事前に十分な打ち合せを行い決定する。なお、本冊子はデジタルカタログや P D F データ等、インターネット上で閲覧ができるよう環境整備を行う予定であるため、それらを考慮したレイアウト等とすること。
- (4) 文字校正を 2 回以上、色校正を 1 回以上行う。
- (5) 製作終了後、P D F データにしたものを作成し、市に提出する。
- (6) 事業者は、冊子を呉市が指定する場所（1 箇所）へ納品する。

4 行政情報の著作権

呉市が提供する行政情報部分の著作権については、すべて呉市に帰属する。

5 その他

- (1) 広告の募集に関する業務には、呉市は関与しない。但し、事業の周知広報等、必要な支援については、呉市と選定業者が協議の上、決定する。
- (2) 製作に際し知り得た相手方の情報を、相手方の承諾を得ない限り、製作期間中及びその終了後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 製作を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、呉市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本冊子に関する苦情や損害賠償請求については、行政情報に係るものについては呉市が責任を負うものとし、その他はすべて選定業者が責任を負うものとする。
- (5) 本事業については、選定業者が著作権等を有する既存資料を活用することを妨げない。ただし、呉市がインターネット上での閲覧環境の整備に伴う電子書籍等へ転用することを承諾するものとする。

- (6) インターネット上での閲覧環境の整備は，原則呉市が行うが，事業者において提案事項がある場合は，提案書内に記載すること。
- (7) 本事業については，提案内容の反映など，詳細な仕様書を市と選定業者で協議し，協働発行に係る協定書を締結する。
- (8) その他呉市空き家冊子製作に必要な事項については，呉市と選定業者が協議の上，別途決定する。